

宮崎県森林環境税活用検討委員会設置要綱

平成18年5月10日
環境森林部環境森林課

(設置)

第1条 宮崎県森林環境税基金条例（平成18年宮崎県条例第23号）第1条に規定する宮崎県森林環境税基金の適正な運用を図るため、「宮崎県森林環境税活用検討委員会（以下「委員会」という）」を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、検討を行う。

- (1) 宮崎県森林環境税基金を活用した施策に関すること。
- (2) 実施事業の成果の検証に関すること。
- (3) その他宮崎県森林環境税及び宮崎県森林環境税基金の運用に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、公募及び指名により、別紙に掲げる委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、環境森林部長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が当たる。
- 3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境森林部環境森林課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月10日から施行し、宮崎県森林環境税基金条例（平成18年宮崎県条例第23号）が廃止された時に効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。